

問Ⅷ－②（欠格事由）

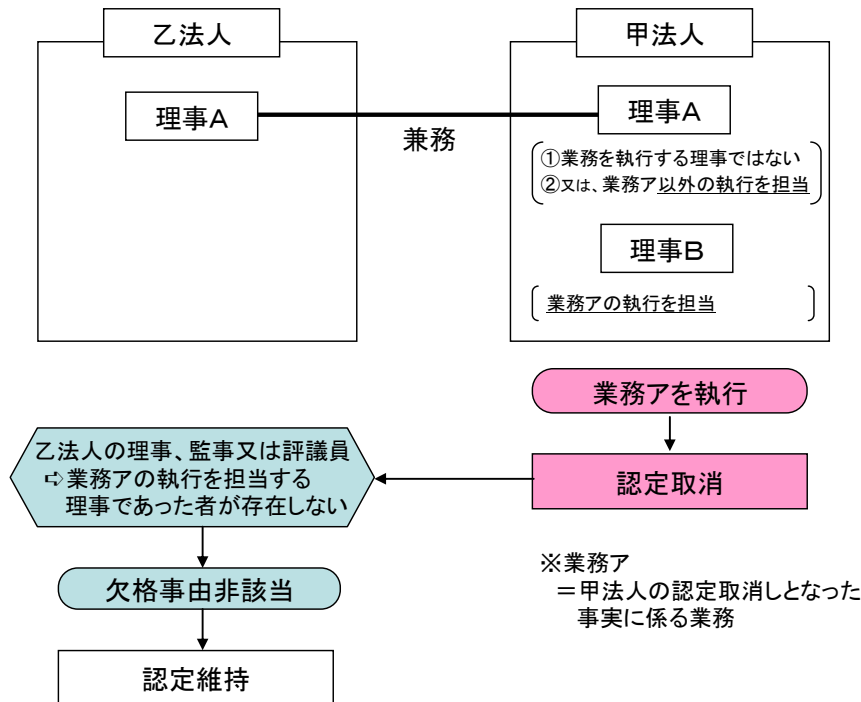
公益法人認定法第6条第1号イの規定によると、ある公益法人（甲法人）の理事Aが他の公益法人（乙法人）の理事、監事又は評議員を兼務している場合、甲法人の公益認定が取り消されると、乙法人も公益認定の取消し事由（欠格事由）に該当し、認定取消しが連鎖していくことになるのではないのでしょうか。

答

1. 公益法人認定法第6条第1号イの規定の趣旨は、甲法人が公益認定の取消しを受けたことについて責任を有する者が乙法人の理事、監事又は評議員に就任すると、公益法人としての適正な運営等に支障があることから、乙法人の公益認定を取り消そうというものであり、認定取消しを無制限に連鎖させることを意図するものではありません。
2. 同規定にいう「業務を行う理事」とは、取消し原因となった事実に係る「業務」の執行を担当する理事です。
3. したがって、
 - ①理事Aが甲法人の業務を執行する理事ではない場合、又は
 - ②業務を執行する理事であっても取消原因となった事実に関する「業務」以外の執行を担当していた場合など、甲法人の認定取消し原因となった事実に係る業務の執行を担当する理事であった者が乙法人の理事、監事又は評議員の中に存在しない場合、乙法人は欠格事由に該当しないこととなりますので、その公益認定が取り消されることはありません（下図参考）。

（補足1）一般社団・財団法人法では、「代表理事」及び「業務を執行する理事として理事会で選定された理事」を、法人の業務を執行する理事として定めています（第91条第1項）が、公益法人認定法第6条第1号イの「業務を行う理事」に該当するかどうかは、単に法人の業務を執行する理事であるというだけではなく、取消し原因となった事実に係る業務の執行を担当していたかどうかについても勘案して判断することになります。なお、申請により甲法人が認定取消しになった（公益法人認定法第29条第1項第4号）場合は、取消し原因となった事実に係る業務が観念し難いため、乙法人の公益認定が取り消されるものではありません。

(参考図)



(補足2) 一般社団・財団法人法では、理事は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実を社員又は監事に報告する義務を負い（第85条）、報告を怠った場合は法人に対して損害賠償責任を負うこととされています（第111条第1項）。したがって、上図において、理事Bが乙法人の理事、監事又は評議員を兼務している場合は、理事Bは乙法人に対して当該事実を報告する必要があります。

(補足3) また、公益認定の取消しの際は、行政手続法に基づく事前の聴聞が必要であり（行政手続法第13条第1項第1号イ）、甲法人の認定取消しが一気に行われるわけではありません。

(参照条文)

公益法人認定法

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

一般社団・財団法人法

第 85 条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

第 91 条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

- 一 代表理事
- 二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

第 111 条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。